

## 第2版はしがき

『新プリメール民法3 債権総論』の初版を刊行してから、早くも2年が経った。本書は、幸いにして多くの読者を得ることができ、昨年には増刷も行ったが、2020年4月に改正民法が施行されるのを機に、版を改めることとした。読者の皆様、および教科書として採用して下さった方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

初版の刊行からこれまでの間には、まず相続法の改正(2018年7月)があった。配偶者居住権の新設等が世間の耳目を集めたが、改正された規定の中には、債権総論の制度(具体的には詐害行為取消権)に影響を与えるものもあった。遺留分制度の見直しがそうであるが、本書の第2版には、その内容が反映されている。また、2年の間には、少ないながら、新たな判例も登場している。第2版には、その新判例を加えるとともに、改めて重要だと思われた既存の判例も、いくつか追加した。

本書は、主に、大学の授業で使うことを念頭に置いたものである。このようなわけで、第2版の編集作業においては、著者たちが、それぞれの授業で直面した課題を出し合い、受講生がより理解しやすい構成や表現になるよう工夫した。本書の内容に対する受講生からの質問もいくつか披露され、編集作業は、思いのほか、楽しいものとなった。

本年4月には、いよいよ改正民法が施行される。債権総論の分野には、従来の判例法理や伝統的な考え方を変更した部分も少なくないが、120年ぶりの大きな改正が社会にどのような影響を与えることになるのか、読者の皆様とともに、その行方を見守っていきたい。

最後になったが、第2版の刊行にあたって、法律文化社の野田三納子氏に一方ならぬお世話になった。本書の内容には、彼女から助言を得て訂正した部分もいくつかある。改めて心からの感謝を贈りたい。

2020年2月

執筆者を代表して  
山田 希



## はしがき

現行民法典がちょうど120歳を迎える年に、本シリーズが『新プレミアム民法』として生まれ変わることになった。言うまでもなく、民法の債権関係にかかわる部分を改正する法律が昨年5月に成立したからである。本書が扱う「債権総論」は、この改正の影響を最も大きく受けている。関係する条文のすべてについて見直しの要否が検討され、その結果、多くの規定が実際に変更されることとなった。これを機に新設された規定も少なくない。

改正の目的の1つは、民法を「国民一般にわかりやすいものとする」ことである。ここでいう「わかりやすい」には、いろいろな意味が込められているであろうが、いずれにせよ、ひとりでも多くの市民に民法の理念が共有されることが望ましい。そのような考えから、本書の執筆に際しては、これから民法(なしいは債権法)の世界に飛び込もうとする読者が理解しやすいよう、さまざまに工夫をこらした。民法の考え方を学び、公正な取引社会の実現に貢献する力を養ってほしいとの願いからである。

たとえば、抽象的な説明だけで終わらせず、できるだけ身近な具体例を示すこととした。また、応用的な問題はコラム欄(WINDOW)で扱い、丁寧な解説を心がけるとともに、本文の読みやすさを確保した。複雑なルールは、図表を積極的に活用し、視覚的にも理解を促すように努めた。債権総論の規定は、抽象度が高いうえ、制度を運用するための技術的な規定も多く、初学者にはとっつきにくいところがある。その敷居を下げる役割を本書が少しでも果たせるとすれば、望外の幸せである。

本書の冒頭には、法制審議会のメンバーとして改正作業に携わった松岡久和教授に特別に依頼して寄稿してもらった「改正された民法(債権関係)を学ぶ」が収録されている。民法を学ぶより多くの方に、改正に込められた思いを伝えてほしいとの理由による。他の執筆者のうち、私を除いた3名は、新シリーズとなった本書からの新メンバーである。複数回にわたる編集会議では、各自の原稿を持ち寄って議論を交わし、推敲を重ねてきた。こうしてできあがった本

書には、それぞれの持ち味がうまい具合に結集したと自負する次第である。

最後になったが、法律文化社の野田三納子さんには、文字どおりゼロから支えていただいた。原稿には何度も目を通して下さり、そのたびに的確なアドバイスをいただいた。いくつかある図表の形が整っているのも、すべて彼女のお陰である。改めて心から感謝の意を表したい。

2018年2月

執筆者を代表して

山田 希